

議第1号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年5月29日提出

市会運営委員会

委員長 横 山 正 人

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 市民活力推進・安全管理委員会 11人

市民活力推進局及び安全管理局の所管に属する事項

(3) こども青少年・教育委員会 12人

こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 健康福祉・病院経営委員会 12人

健康福祉局及び病院経営局の所管に属する事項

第2条第7号を次のように改める。

(7) まちづくり調整・都市整備・道路委員会 11人

まちづくり調整局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の名称及び所管事項並びに委員の定数を変更するため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（ 上段 改正案
下段 現 行 ）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

（第1号省略）

(2) 市民活力推進・安全管理委員会 11人

市民活力推進・教育委員会 12人

市民活力推進局及び安全管理局
教育委員会 の所管に属する事項

(3) こども青少年・教育委員会 12人
こども青少年・健康福祉・病院経営委員会

こども青少年局及び教育委員会
、健康福祉局及び病院経営局 の所管に属する事項

(4) 健康福祉・病院経営委員会 12人

健康福祉局及び病院経営の所管に属する事項

(5) (本文省略)

(4)

(6) (本文省略)

(5)

(6) まちづくり調整・都市整備委員会 11人

まちづくり調整局及び都市整備局の所管に属する事項

(7) まちづくり調整・都市整備・道路委員会 11人
道路・安全管理委員会

まちづくり調整局、都市整備局及び道路局
道路局及び安全管理局 の所管に属する事項

（第8号省略）